

低入札価格調査制度の実施について

平成25年8月1日

砺波広域圏事務組合事務局総務課

砺波広域圏事務組合低入札価格調査制度の実施

公共工事の契約価格の適正化やダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格の調査制度を導入するものです。

【施行（適用）期日】平成25年8月9日から施行し、同日以降に指名の通知や入札の公告を行う工事に係る入札（プロポーザル等により、予定価格の公表を行う場合を含む。）から適用します。

(1) 調査基準価格の設定

- ・ 調査基準価格＝直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%
＋一般管理費×55%
- ・ 調査基準価格の範囲＝予定価格の10分の9から10分の7

(2) 失格基準価格の設定

- 入札価格が次の場合は失格とする。
 - ・ 入札価格< (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格)
×0.9
- ※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者の平均とする。
- ・ ただし、次の場合は、この限りではない。
入札価格≥直接工事費×0.85＋共通仮設費×0.85＋現場管理費×0.8
＋一般管理費×0.55
- ※工場生産品費の割合が高い（概ね7割を超えるもの）工事は適用除外

(3) 落札者の決定

- 予定価格の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われたとき
【最低価格入札者が落札者】
- 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、調査を実施したうえで、後日結果を通知する。